

教育事務所による名義後援について

南部教育事務所

宮崎県教育委員会における名義後援等の基準

【主催】

- 県教育委員会が企画立案・運営等を行う行事

【共催】（以下の①、②の両方を満たすこと）

- ① 県教育委員会が企画立案・運営等に参画する行事

　　県教育委員会が実行委員会や研究会に直接関与する又は入っている行事

- ② 県教育委員会が特別に経費を支出する行事

- ・ 県教育委員会が企画や準備段階から参加し、当日を含めた運営等に参画する行事
- ・ 県教育委員会が運営費や旅費を支出する又は児童生徒への大会参加のための補助を行う等、特別に予算措置を講ずる行事
- ・ 県教育委員会が主管する事業と直接関わりがあり、県教育委員会事務局職員が日頃から指導助言等を行っている行事

※ 上記の基準により、共催はほぼ実施していない。

【名義後援】

- 県の後援審査表に該当する行事のうち、上記の「主催」「共催」にあたらない行事

- ・ 県内の公立学校、国立学校及び私立学校等の教職員で構成される任意団体が行う研究会等のうち、県教育委員会が企画立案・運営等に参画せず、特別に経費を支出しない行事

- ・ 今までの教育事務所における共催願を廃止し、名義後援願に変更し、統一する。

- ※ ただし、本庁の基準を満たすものに関しては、今までどおり共催でかまわない。その場合は、「共催」を申請する旨を電話等で教育事務所へ連絡したうえで、「名義後援」の電子申請システムで申請する。
- ・ 地区単位ではなく県全体や九州や全国単位で実施するものに関しては、本庁各課に申請する。（様式は県ホームページに掲載あり）
- ・ 令和7年度より、FAXでのやり取りを原則廃止するため、「名義後援願」の申請については、電子申請システムで行う。年間計画が決定している場合には、「年間名義後援願」を電子申請システムで申請する。日程等に変更が生じた場合は、速やかに変更の旨を教育事務所へ電話等で連絡し、再度申請する。

- 令和7年度より教育事務所への名義後援等の手続きについては、以下のように行う。

地区教科部会等における名義後援の流れ

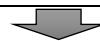
〔名義後援願の申請者〕

- 南部教育事務所HPにある名義後援願の電子申請リンクやURL、二次元コード等から電子申請システムへ入り申請
- ※ 関係市町と日程調整を行ってから、名義後援の申請を行う。
- ※ 希望日程については、必ず第3希望まで入力すること。
- ※ 年間名義後援願については、「年間名義後援用の電子申請システム」を使用すること。



〈教育事務所〉

- ① 申請内容を確認し、日程調整
- ※ 日程が調整できない場合は、申請者に連絡し再調整
- ② 日程調整に問題がなければ承認し、申請者に電子メールで返信



〔名義後援願の申請者〕

- 関係学校・市町等へ送付する文書を作成する際には、様式2を例に名義後援の必要事項を記入し送付
- ※ 事務所職員の臨場や派遣を承認された場合のみ、派遣依頼（様式3）と実施要項を教育事務所に提出する。（電子メール・支所便・郵送）